

政府は、戦争の後始末をきちんとせよ

東京大空襲訴訟 原告団ニュース

第26号
2012年1月13日

東京都墨田区押上1-33-4-102
TEL・FAX 03-3616-5531
e-mail tokyokusyu@coral.bforth.com

本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます

昨年、東日本大震災とそれに続く原発重大事故の発生で、日本中で平和の根底が一瞬で崩れてしまう経験をしました。年末には米軍普天間飛行場の名護市辺野古への県内移設に向けた政府の動向が伝えられました。また戦闘機などハイテク兵器の複数国による共同開発・生産というこれまでの武器輸出三原則の緩和に踏み出しました。武器も、基地も、原発も戦争につながるものはいらない、作ってはならないと大勢の人々がそう願ひ、今それぞれの課題を地域で闘っています。

私達の運動はこれらの人々とつながって抜けていくことが重要になっています。私達の願ひは自分達だけのことではなく、「戦争の被害を国民に我慢させる国」を変え、未来を創る闘いです。

判決まであと4ヶ月、精一杯頑張ろう。

- ① 労組、婦人団体、サークルなどに署名の願ひをする。
- ② 職場、地域で戦争体験を語る場をつくる。
- ③ 地元の国会議員、県議会議員や市町村議員に協力をお願いする。
- ④ 国会内行動や各種集会に参加して勉強し活動の力にする。
- ⑤ 原告団として各地で空襲遺族会や平和関連団体に呼びかけて関東、九州ブロックに引き続き全国空襲連のブロック作りに努力する。

以上2月末をめざして原告や支援する会の皆さんが、宣伝、署名、募金の活動を土台にしつつ、できる活動から取り組むことを願ひします。諸資料は各団体に新年から配布できるようにします。



<東京高裁判決>

4月25日(水)午後3時
東京高裁 101号法廷

鈴木健太裁判長 判決の日には
判決理由をぜひとも聴かせてください。
一審の鶴岡稔彦裁判長は異動してしまい、代理の裁判長は主文言い渡しのみ、たった20秒で法廷から逃げ去りました。私達は唖然としました。

<判決報告集会>

台東区民会館9階 6時~8時
上記 詳細は後日お知らせします。

東京大空襲を語り継ぐつどい

東京大空襲・戦災資料センター
10周年によせて

3月10日(土) 13時30分~16時45分

カメリアホール(亀戸文化センター)

- ・喜納昌吉が歌う ~沖縄から願ひをこめて~
- ・特別報告 中山武敏東京大空襲訴訟弁護団長

高裁第 6 回口頭弁論

(11月28日 2時～3時半)

いよいよ結審となり、弁護団 9 名と原告 3 名が最終弁論を行いました。当日配布された「東京高等裁判所最終弁論資料集」(P53頁)のうち、担当された代理人が読みあげた意見陳述から部分的になりますが、抜粋して報告とします。

1 北澤貞男代理人 (総論)



東京大空襲の悲惨さは、想像を絶するものがあります。米空軍による173分間の焼夷弾爆撃によって、26万戸以上の家屋が焼かれ、10万人以上の非戦闘員が殺され、4万人

あまりが負傷しました。

控訴人らの被害状況と国の非人情な扱いから、何とか控訴人らの司法で救済を実現したいと思ってきました。この思いは、弁護団員みな同じです。

国が空襲被害者に対してなすべきことは、被害を悉皆的に調査し、これを公認した上、可能な範囲で必要な救済措置を講ずればよかったです。国は政策として、空襲被害者を含む一般戦災者を援護対象から排除してしまったのです。内外の戦後処理を安く抑えようとしたからではないかと考えざるをえません。

本件は、一般国民である空襲被害者らが主権者としての自覚の上に、平和国家のあり方と国家の責任を問い、人間の尊厳を取り戻したいという願いからの訴えです。

2 黒岩哲彦代理人 (国際法)



日本政府は東京大空襲についてアメリカに国際法違反として抗議しています。昭和20年3月22日、重光葵外相から駐スペイン須磨公使宛に、沖縄10・10空襲への抗議と東京

大空襲等に対する国際法違反抗議文提出が指示されました。(甲C42)。被控訴人国はなぜ、この訴

訟で沈黙をするのですか。都市焼夷攻撃は、労働者とその家族、近隣一すなわち生活圏そのものを直接のターゲットとした攻撃であり、住民の戦意というより戦力の基盤としての住民の殺傷自体が目的であったといわざるをえない。

原審判決は「ハーグ陸戦条約の規定のうち、交戦規定等に相当する部分については国際慣習法化していたと理解する余地がある」としたことは前進である。アメリカによる東京大空襲を始めとする日本各地への都市空襲が国際法に違反しているとの明確な判断を求めます。

3 瑞慶山茂代理人 (沖縄)



当時の日本政府は那覇市を中心とする沖縄県下各地の米軍機空襲の国際法違反の具体的状況を調査確認しています。(敵機ノ国際法違反状況、甲C36)。

米国政府は、日本の重慶爆撃などの無差別爆撃による大量殺戮行為に対して、国際法違反と日本政府を激しく批判してきました。にもかかわらず沖縄10・10大空襲や東京大空襲などの無差別爆撃を実行し、日本政府の国際法違反の抗議に対して事実関係を認めるなどしながらも、その抗議を黙殺し、その後も爆撃を継続し、原子爆弾も投下し、日本の平和的市民を多数殺傷しました。

日本政府はこの国際法違反の爆撃を招いた責任を、米国政府は国際法違反の爆撃実行者としての責任を、国際法上も物事の道理、条理から見ても共に負うべきです。

4 内藤雅義代理人 (立法不作為)



立法不作為に関する国家賠償の枠組みと国家補償法と、特別犠牲、そして、平和的生存権について述べる。

被控訴人国は、準備書面で、特別犠牲を強いられない権利は、新たな権利で内容が不明のように述べている。しかし、そうだろうか。

田中二郎元最高裁判事は、戦前、すでに国家の行為による国民の犠牲について、「結局国民全体の

負担に於いて具体的個人の特別犠牲を償うべきか、それとも個人の特別の犠牲を国民全体の利益の為に、已むを得ざる犠牲として之を甘受せしむべきかの選択の問題であり、その何れがより正義なるかの利益衡量の問題に帰することを考えねばならぬのである」と問うていた。空襲被害者に対する戦争被害国家補償立法の中心課題はここにある。

5 児玉勇二代理人（憲法14条違反）



国の答弁書、準備書面は、一審でも二審でも、立法不作為・行政不作為意見違法の前提として控訴理由書第5章などに述べている歴史的事実が、要件事実として重要であるにもかかわらず、この事実の認否及び反論が一審から今も全くない。

国は1937年に制定した防空法、翌年国家総動員法により、厳しい罰則を背景に国民を戦争に総動員し、戦争末期には全国土が戦場と化していた実態に合わせて、国は民間の戦争犠牲者に対して、1942年2月戦時災害保護法を制定し、軍民平等で一定の補償を行った。

ところが、敗戦後の対日講和条約の発効と共に、1952年に「戦傷病者戦没者遺族等援護法」を、53年には恩給法を復活して、軍人・軍属及びその遺族への援護、恩給の支給を再開した。一方、国は民間人については、1946年に戦時災害保護法を廃止し、生活困窮者には生活保護法による給付で代替することと称し、空襲被害者を含む一般戦災者は、軍人軍属と差別された。その後、軍人軍属については、補償額も対象範囲も拡大されていった。毎年1兆円近くの予算となり、現在まで52兆円も補償されている。これに反し、空襲被害者には、戦後66年経っても調査もされず、補償も全くされないまま、今も重大な人権侵害を受け続け、明白な憲法14条違反状態にある。

6 杉浦ひとみ代理人（空襲被害者の立法努力） ～杉山千佐子らの戦後60余年に渡る

立法化への働きかけ～

① 原告らは国によって国民一体となって戦争に参加させられていた——当時国民は戦況を詳し



く知らされないまま隣組などの地域のつながりを利用して、国から「逃げるのは許されない、最後まで戦って消せ。」といわれ、「必ず勝つ、何が何でも勝つまでは頑張る。銃後も戦地だ。」と教え込まれてきた。それが、国がとった国民への施策だった。

- ② 原告らは軍人らと同様、戦争による被害を被った。——杉山自身は、名古屋空襲で爆弾により左眼球破裂、顔面は鼻頭左顔面に大きな傷跡が残り、左手に重傷を負った。生死の境をさまよった苦しみ、負傷により今日まで続く生活上の不自由さはもちろんのこと、結婚の機会を奪い、仕事を見つけることも困難な状況を強いてきた。この被害の苦しみは、軍人らと何ら変わることはない。
- ③ 原告らは国の救済から放擲された——国のために銃後で戦った国民を救済しようとしないう国に対して、「正義に反する」という思いが、杉山のその後の半世紀以上に及ぶ執念の立法化運動の原点となった。
- ④ 国は原告らの被害をあえて見ようとしてこなかった——杉山は1973年に、「全国戦災傷害者連絡会」を旗揚げし「戦時災害援護法」制定を求める運動に全力を挙げ、何度も国会に通った。やがて最大時には全野党7党の共同で、国会へは14回も法案提出されるようになり、1981年には、国会で参考人として証言をした。しかし、当時の政府は、「民間人は国と雇用関係がなかった」「内地は戦場ではなかった」という主張で、この訴えを切り捨てた。
- ⑤ 日本国の国民に対する考え方は改められなければならない——ドイツ（当時西独）では、軍人と民間人との区別のない援護法が敗戦後5年目にできた。近代から類似した歴史経過を辿り、現代同水準の人権意識を持つはずのドイツと日本の中に、このような国民に対する尊重の違いが生ずることは、国際人権の観点から考えても大きな問題を持つといわなければならない。

7 原田敬三代理人・柿沼真利代理人(受忍論批判)



本訴訟において、被控訴人国は、いわゆる戦争被害受忍論を主張して、控訴人らの請求の棄却を求めています。受忍論を述べる最高裁判例としては、1968年在外資産喪失に関する国家賠償請求事件判決や、1987年の名古屋空襲訴訟などが著名です。しかしこの受忍論は、「戦争被害に対する補償は憲法の全く予想しないところである」との憲法解釈を行います。その根拠として、「戦争損害は、国の存亡にかかわる非常事態のもとでは、国民のひとしく受忍しなければならなかった」と述べるだけです。このような「国の存亡にかかわる非常事態」云々という概念は、個人の尊厳を中核とする「基本的人権の保障」、過去の戦争の惨禍への反省に基づく「反戦平和主義」を採用する、日本国憲法上、何ら根拠を見出すことはできず、これを基礎とする受忍論は、憲法上の根拠を欠くものといわざるを得ません。

第一審判決はこの受忍論を採用しませんでした。

いや、受忍論の非人間性、反憲法性、破綻の実態が明らかになり、採用することができなかつたのです。当裁判所におきましては、原審において葬り去られた受忍論を、復活させることなく、むしろ、これを明確に破棄し、日本国憲法に則った控訴人らの救済を求めます。

8 坂井興一代理人(司法の役割)

本審係属後の重要事実



① 「シベリア特措法の成立」で、これにより戦争犯罪・その後の平和(講和)条約締結・請求放棄、それ故自国民保護義務を負う国による代行補償の実施という同じ構造を持つものが謝罪の意志を込めて成立しており、ほぼこれと同じ文脈の意義を持つものとして本請求

も支持されるべきこと。

② 「全国空襲被害者連絡協議会」と被害者を支援し救済立法に取り組む超党派の議員連盟等による「空襲被害者救済運動の広がり」であり、司法部もまた、立法不作為違法宣言等の対応により、早期・適切な立法を促すべきとなった。

③ わが国災害史上空前の事態となった東日本太平洋岸大津波被害と連動する人災の福島原発暴発被害の「東日本大震災被害と本裁判」のことで、今般の尊い犠牲が、日本中枢地区への来るべき被災に対する警告と備えが緊急・重要課題であることを知らせ、その各「特別損害」・「特別犠牲」に対し、様々な公的・私的援助が注がれることにより、共同体内に於ける公平負担・補償の考えと施策が当然視されるに至ったことを、一審以降の重要新事実として直視されて然るべきである。

9 草野和子控訴人陳述(孤児)

10 内田道子控訴人陳述(障害)

11 城森 満控訴人陳述(孤児)

12 中山武敏代理人(まとめ)



東京空襲の実相を原審で証言した早乙女勝元証人は、東京大空襲が一夜にして奪ったものは、「人の命、財産、住居、街並みを含む生活基盤、未来への希望を含む全て」(要旨)

と証言された。

本件訴訟は、人間の尊厳、人間回復を求める訴えである。裁判所は、人権擁護の最後の砦である。司法が不条理な差別を容認することは許されない。

本件は未来への平和にもつながる歴史的な裁判である。当審裁判所は、戦後補償の国際基準に立ち、原判決の誤りを正し、憲法が要請する司法の任務、責任を果たし、歴史の審判に耐えうる判決をなすべきである。

法廷は意見陳述の後、裁判長より「判決は、来年の4月25日午後3時に行う」ことが示され、これを受け入れて決定し閉廷しました。

報告集会

すみだ女性センターにて

黒岩弁護団事務局長の「判決と今後の課題」についての報告を紹介します。

国は何と言っているのか。国の準備書面（1）11月21日付で、「必要と認める範囲で反論する」と回答してきたのが、A4判6枚（うち2枚は17名の代理人署名）のみ。

「第1 ジュネーヴ条約に関する控訴人らの主張が失当であること、第2「特別犠牲を強いられない権利」を前提とする控訴人らの主張が失当であること、第3 結語 以上のとおり、控訴人らの主張は失当であり、控訴人らの請求を棄却した原判決は相当であるから、本件控訴は速やかに棄却されるべきである。」という内容です。

相変わらず国際法のことを言っていて「国民はアメリカに対して請求権がないですよ」と言う。青井未帆先生の「特別犠牲を強いられない権利」については、「憲法の条文にはどこにも書いてないでしょ」というありふれた議論をわずか1ページ。大変惨めなもので、国としてはそんなレベルの対応しかしていないということです。

5ヵ月後の判決。5ヶ月間を活用して運動していく。最高裁では法廷活動の可能性は少ない。従って今日が法廷活動の最後の機会であったと思います。団結を守っていくことが大事です。60数年間いろんな意見があったと思うが、最後のチャン

スとしてみんなで力を合わせていきたいと思えます。立法運動と裁判所へ働きかける運動もやっていきましょう。

朝日新聞 大阪版

2011年(平成23年)12月17日 土曜日 10版 **オピニオン** 14

空襲被災者置き去り 許せぬ

原告団代表世話人 安野 輝子
(堺市西区 72)

私たちが、大阪空襲の被災者と遺族らが、国を相手に謝罪と賠償を求める訴訟を起こしたのは2008年12月8日のことだ。提訴から3年。太平洋戦争開戦70年を控えた今年7日、判決を迎えた。ほとんど手弁当の弁護士の方、多くの支援者のおかげでたどりついたこの日。敗訴に、無念がこみ上げた。

空襲被害を含む「戦時災害被害法」は14回、国会に提出されたが、ことごとく廃案。「もう裁判しかない」と、人権のとりである裁判所に私たちが訴えた。空襲で片足を奪われ、尊厳を踏みにじられて生きてきた心の叫びを、私も訴えた。しかし判決は、「国会の広い裁量で講じられた軍人らへの補償との差が明らかに不合理とはいえない」。旧軍人・軍属らに恩給や年金など総額約50兆円が支出された一方、民間の空襲被災者にはない。これは明らかに不合理ではないか。米軍の空襲に際し、国は「防空法」で市民に消火義務を課して退避を禁じ、被害を拡大させた。それでも私たちが背負った惨然たる事実が自己責任なのか。洞察力をもって頂きたかった。判決後、一人の青年が言った。「戦争は起きる前に必ず止めないといけない。誰も責任をとらないのだから」

大阪地裁判決（12/7）に対して
原告団長 安野さんの投稿記事です。

第6回原告団総会

11月5日（土）1時半から台東区民会館に60名が参加して第6回総会が行われました。

来賓の「東友会」の山本英典さん、「重慶大爆撃の被害者と連帯する会」の谷川透さんにご挨拶をいただきました。フォーラム平和・人権・環境代表の福山真劫さん、地婦連の水野英子さんから連帯のメッセージをいただきました。

弁護団から黒岩哲彦弁護団事務局長、杉浦ひとみ弁護士、坂井興一弁護士が出席してくださり、「裁判の到達点と高裁結審後の原告団の対策、立法化の焦点と運動」をテーマに学習会を行いました。裁判の5年間の歩みを振り返り、全国に広げてきた運動の成果と空襲被害者救済実現のために原告団はどう団結していくのか課題を提起され

ました。

役員体制は、足立史郎事務局長が「全国空襲連」事務局長と兼務しており多忙のため、牛山鈴子事務局長代行を決めました。河野先さん（原告）、磯部元樹さん（支援する会）が新しく世話人に加わりました。



2011/11/05

「空襲被害者等援護法」(称)の制定へ 100万署名と国会議員の賛同に全力を ～全国空襲連の取り組みと課題～

東京大空襲訴訟が2011年11月28日に東京高裁で結審し、判決が本年4月25日と決まり法廷内闘争の大きなヤマは越えました。これからは法定外の闘争で裁判の勝訴に向けて国民世論の盛り上げ、国会の法制化闘争の高揚で裁判官の心証を私たちに向けることが重点活動になります。

この時、全国空襲連は2011年12月17日に役員会と運営委員会を開催し、「空襲被害者等援護法」、「沖縄民間被害者に対する特別措置法」(法案要綱の仮称)の趣旨、目的、対象範囲と内容について確認し、1月以降の通常国会に上程し法案審議する扱いを了承しました。この法案が私たちの要望を反映し、いっそう民間空襲被害者の66年間の思いを実現する法律にするために、今後の取り組みと課題を提起しました。

取り組みの第1は、100万名の署名の達成、第



2は国会議員に法制定の賛同要請をし、超党派の議員から過半数以上の賛同を得ることです。

全国空襲連は、地方自治体へ法制定促進の要請をし、決議、意見書採択の運動を進めます。また、地元出身の国会議員、地方議員への要請と戦災都市、地域ブロックの活動拠点づくりに取り組みます。

全国空襲連の課題は、いかに空襲被害者以外の方にも全国空襲連に加入していただくことができるかです。現在の加入状況は、350の個人と団体です。全国的な運動ができる財政の確立も課題です。

(全国空襲連事務局長・足立史郎)

国会議員連盟第3回総会

(12月8日)

国会がTPP(環太平洋通商協定)の議論で大揺れの中、さらに国会会期末のため議員先生多忙のため出席が心配されましたが、首藤信彦会長、高井崇志事務局長のご尽力により、当日5時より衆議院第2議員会館で、代理を含めて30名近くのご出席による第3回議員総会となりました。

今回「沖縄特措法」の審議も中心となり、沖縄出身の瑞慶覧長敏議員の事務局次長就任が承認され、議事が進行しました。

衆議員法制局案第五部長の塩田氏より「空襲による被害者等に対する援護に関する法律案(仮称)要綱素案」および「沖縄の於ける戦時行為等による被害者等に対する援護に関する特別措置法案(仮称)要綱素案」の説明が行われました。

この法律の内容は、国の責任においての実施する。対象期間は昭和16年12月8日より20年8月15日(但し期間内の被害がのちに現れた場合救済は可能の措置も含む)。現日本国領土内(日本籍船舶も含む)。

援護の種類は、1. 障害給付金の支給 2. 医療費等の支給 3. 弔慰金の支給 4. 特別給付金の支給(孤児)です。その他に、追悼碑の建立、日本の国籍を有しない方への援護を行うこと、都道府県空襲等被害協議会(仮称)の設置、被害の

実態調査を行う等の説明を受けました。

「沖縄における戦時行為による被害者等に対する援護等に関する特別措置法(仮称)」の要綱素案の説明では、沖縄の地上戦闘の特別措置法を昭和19年10月10日より20年9月1日までの対象期間で成立させ空襲等被害者等援護法を補完させるため同時並行的に成立を期す等の説明が行われました。

空襲被害者連絡協議会からは、中山武敏、瑞慶山茂、内藤雅義各弁護士、城森満副委員長が発言しました。

議論の中では議員より、慰霊碑の建立については以前に衆議院で採択された請願があり、また姫路に建立された追悼碑があるのでこれらとの調整をするべきだとの発言がありました。

今後の法案策定については幹部会に一任することを了承。最後に首藤会長より法案の成立を急ぐとともに慰霊碑の問題解決にも積極的に取り組む発言があり閉会しました。

今後の取り組みは法案を成文化すること。政府、民主党との協議、参加各党との連携を広げる。上程に向かってのスケジュールを作ること等とともに、全国空襲連、各原告団で全力を挙げ国会、さらに地方議会への支持拡大要請に全力を挙げることが必要です。

なお国会上程に向かって2月上旬くらいに空襲被害者と国会議員との話し合いの集会を企画していきます。(全国空襲連副委員長・城森 満)

ご支援いただいている方の取り組みと想い

東京大空襲 心をこわされた子どもたち ～朗読とお話の夕べ～

11月26日（土）エデュカス東京にて



平成23年3月大阪で行われた支援運動に参加した私は「東京でも何かをしなければ」との思いに駆られました。私に出来ることは、書き伝えることです。原告の方々との交流の中で裁判

に訴えた真意を伝えなければとの思いが深まり、出版されたのが詩集「独りぼっちの人生（せいかつ）」です。『空襲訴訟原告の方々に寄り添う心と、立法成立に向けた支援の輪を広めるお力添えをお願いします。』と一筆便箋に書き、詩集を届け続けました。その数200冊を超えました。

その結果、知人友人の力が結集し実現されたのがこの朗読会です。当日は、原告の金田茉莉さん、吉田由美子さんが「私の戦後」のお話、高裁で証人申請が認められなかった青井未帆教授（学習院大学）が「空襲と憲法」のお話、朗読は岩崎加根子さん（俳優座）、ヴァイオリンは石井泉さんが協力してくださいました。

支援者の私が裁判の意図を酌み、立法成立に向けた働きかけをすることは、原告の方々が訴訟に踏み切った心と同じだと思います。

戦争を知り、戦後のあり方を知らなくては、本当の意味で平和を考え平和を守ることにはなりません。平和憲法の下、戦後生まれの私には、平和を維持し守らなければならない義務と責任が課せられています。その実践として空襲訴訟の原告団支援があるのです。（詩人 浅見洋子）

低調だった 連続公開フォーラム ～「未来につなぐ証言」～ パートⅢにはぜひ会場に足を



東京大空襲訴訟原告団の協力を得て東京都内の大学研修施設で一昨年九月以来行ってきた連続公開フォーラム「未来につなぐ証言」（主催・都市空襲研究会）はパートⅡを無事終了しました。フォーラム当日お手伝い下さった方々に感謝するとともに、この場を借りてフォーラムの報告をしたいと思ひます。

フォーラムの性格は法廷での闘いとはまた異なるチャンネルで、都市空襲の恐ろしさを一般の人たちや学生など若い世代に広く知ってもらうことを主な目的にした都市空襲入門講座です。空襲体験者の声を5回シリーズで聞くパートⅠに引き続き、パートⅡでは海外作品を含め空襲の恐ろしさを描き出した優れたドキュメンタリー映画などを鑑賞、講師の背景説明などをもとに映像による“証言”から空襲の歴史を世界史的な視点からも考える場にしようと思ひました。

パートⅠは一昨年九月、作家の早乙女勝元さんをトップバッターに、神戸大空襲で戦争孤児となった元教員、横浜大空襲の体験者で空襲の記録作りに力を尽くした女性、軍需工場の爆撃空襲の体験者の声を聞くなど空襲をさまざまな面から考

えようと試みました。

パートⅡでは例えば、第二次大戦末期、ドイツの古都ドレスデンに対し連合国軍が行った無差別爆撃のドレスデン空襲のドキュメンタリー映画を鑑賞、東京大空襲を世界の空爆史の中で考える試みもしてみました。

フォーラムは昨年11月まで9回行い、総参加者人数は310人（平均34人）で、内訳は原告99人（同9人）、支援する会105人（同11人）。一昨年10月の参加者47人を最高に、最低が昨年11月の21人でした。主催者側の力量不足に加え、高齢化した原告団員、実施日が日曜日という事情を考慮に入れても、もう少し参加者が多くてもよかったのではないかと思っています。原告団員、支援する会の会員以外の参加者が思いのほか少なく、学生の参加者が数える程度しかいなかった点も反省点として挙げなければなりません。

都市空襲をもっと多面的に考えるうえからも、パートⅢを企画することにしました。東京大空襲では多くの朝鮮人が犠牲となっています。また日本本土では一般にほとんど知られていない沖縄県の10・10空襲の民間被害者救済は、こんにちにつながる問題を提起しています。

パートⅢにはぜひ会場に友人を誘って参加を。参加者の熱意が新たな参加者の呼び水になります。主催者も頑張ります。

（都市空襲研究会代表・澤田猛）

第5回 10月23日(日) 浅草ウォーク

第5回浅草ウォークは、命の問題を軸にして空襲と原爆の問題を伝えていくことをテーマにして、東友会と遺族会のメンバーの体験をもとにシナリオを作り、朗読で発表しました。ウォークの方は、天気もよく100名を超える人が参加しました。



重慶訴訟団との交流

12月19日(月)12時から、原告団は厚生労働省前と東京高裁で宣伝活動を行った後、重慶裁判の宣伝活動に参加しました。20分間の「霞ヶ関ミニデモ」を行い3時半からの第19回重慶大爆撃裁判傍聴。5時から報告集会にも参加して城森副団長が連帯の挨拶を述べました。

20日(火)は10時に原告の簡全碧さん(73歳)と弁護士、通訳、支援者の方7名が東京押上の原告団事務所を訪れ交流しました。

今後の予定とお知らせ

2月11日(土) 12時30分～	全国一斉さよなら原発集会 代々木公園イベント広場
3月10日(土) 午前中署名活動	東京大空襲を語り継ぐつどい カメラアホール
3月18日(日)	NHKテレビ放映予定
3月24日(土) 11時～・14時～	「死んでもブレストを」公演 曳舟文化センターホール
3月24日(土) 12時30分～	脱原発1000万署名集約集会日 比谷野外音楽堂
1月～4月	国会議員と原告との懇談会空襲 被害者援護法案提出院内集会
日程は今後 調整します	裁判所前宣伝活動 参加される方は事務所までご 連絡ください
4月25日(水) 3時～	東京高裁判決(101号法廷) 報告集会(台東区民会館)

原告団ニュース25号の訂正(清水雅彦さん原稿の「よつて」「起る」を編集部がご本人に確認せずに「よつて」「起こる」に変えてしまいました。訂正して掲載します。)

清水雅彦さん

(日本体育大学准教授・憲法学)

どこの国の憲法でも、一般的に国民の自由・平等などの基本的人権を保障しています。ただし、自衛権行使を認めている国では、憲法に明文規定がなくても戦時に国民の権利が制約されます。それに対して日本国憲法は、9条の戦争放棄規定によって常に国民の人権が保障されます。もちろんそれは、戦争が最大の人権侵害行為であり、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」たからです。

この国では旧軍人・軍属には国家による補償を行う。これに対して、空襲などの民間の被害者には補償をしない。前者は戦後の立法で行っていることを考えれば、後者についても早急に立法化すべきです。日本国憲法の下では「戦争によるものだから、民間人は補償されない」という論理がもはや通用するはずがありません。しかも、憲法は14条で法の下での平等も保障しています。日本国憲法制定の歴史的背景と憲法の規定内容から考えて、一刻も早く空襲等民間人被害者に対する援護法を制定すべきでしょう。以上、憲法研究者からの訴えでした。

感想が寄せられました。

*ちょっと読み出したら、とめることができずに一気に読んでしまいました。ぜひ、多くの人た読んでもらいたいですね。

「東京大空襲」損害賠償等請求控訴事件 最終準備書面(P300頁)を読んで「戦争をしない心と言葉」を力にしましょう。(1冊¥1500円です。送料別途)



事務局便り

- 原告団・遺族会・全国空襲連メールアドレスを変更しました。1面標題に掲載しました。
- 判決まで力を尽くしましょう。

写真提供：高橋陽子さん、その他の方